

【質問回答】質問書

平成25年6月6日受付

番号	項目		該当箇所	質問内容	回答
1	■2 募集条件	12)その他	— 道路上での案内掲示	道路上でのSA・PA案内標識以外に「コンビニ」等の案内を掲示することは可能でしょうか？	<p>道路交通の安全の確保ということなどから、自動車専用道路では原則として路上広告物の設置等とはできないこととされております。</p> <p>このため、今回、ご質問にありますような道路上での「コンビニ」等の案内掲示(表示)はすることはできません。</p>
2	■2 募集条件	5)基本条件	② 利用可能範囲	<p>占用許可の範囲内のうち建物の軒先の範囲であれば、自動販売機等の設置に道路管理者の許可は不要ですが、… とありますが、第三者に営業の主たる部分(営業管理、営業方針の決定等)以外を委託したとき、その第三者の看板を建物の軒先に設置することは可能ですか。</p>	<p>募集要項の記載のとおり、営業の主たる部分以外は第三者に委託できます。</p> <p>第三者に営業を委託する場合、法令、通達及び占用許可条件の範囲内であれば当該第三者の看板等の設置も可能です。</p>

【質問回答】質問書

平成25年6月10日受付

番号	項 目	該当箇所	質問内容	回 答
1	<p>■4 応募申込手続き等 4) 応募に必要な書類 ④</p>	<p>最近3ヶ年の損益計算書・貸借対照表・法人税申告書の写し・納税証明書</p>	<p>最近3ヶ年の損益計算書・貸借対照表・法人税申告書の写し・納税証明書の提出を求められていますが、そのうち納税証明書について、証明書の種類がその1, その2, その3, その3の2, その3の3, その4とありますがどの証明書を提出したらよろしいでしょうか。</p>	<p>今回、納税証明書の提出は、募集要項 ■3応募資格要件 1) 応募資格の欠格条項「⑤直近3年間において、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がある場合」に該当しないことを確認させていただいたためのものです。 このため、当該期間に滞納処分を受けたことがない証明がなされる「納税証明書(その4)」の提出をお願いします。</p>